

## 別 紙

### 議第2号令和8年度滋賀県一般会計予算に対する附帯決議案

議第2号令和8年度滋賀県一般会計予算には、滋賀県立美術館（以下「県立美術館」という。）の施設の機能を充実させるための整備に係る予算が計上されている。

県立美術館については、平成25年に策定された新生美術館基本計画において、滋賀県立琵琶湖文化館の機能を県立美術館に継承し、滋賀ならではの美の魅力を発信する「美の滋賀」の拠点として整備を進められたところである。しかしながら、平成29年に入札不落となり設計変更を重ねたものの、県当局が示した美術館本体工事費47億円では整備が困難であったため、方針転換を図り、県立美術館は最小限の老朽化対策を先行して実施し、滋賀県立琵琶湖文化館は単独整備することとされた次第である。

今般、滋賀県立美術館整備基本計画案において整備の概要が示されたが、県立美術館が所在するびわこ文化公園には滋賀県立図書館や滋賀県埋蔵文化財センターも所在しており、それらの施設の老朽化対策などが今後必要になってくる可能性がある。県の財政収支の見通しが厳しさを増す中で、これまでの経緯も踏まえると、漫然と整備費用を増額させることはあってはならず、びわこ文化公園全体の施設整備の見通しを示す必要がある。

よって、県当局は、令和8年度滋賀県一般会計予算中、歳出の部文化スポーツ費の款文化スポーツ費の項の執行に当たり、下記の措置を適宜講ずるべきである。

### 記

- 1 びわこ文化公園都市将来ビジョンを踏まえ、びわこ文化公園全体の整備費用の総額も含めた施設整備の見通しを立てること。
- 2 物価高騰などやむを得ない場合を除き、漫然と整備費用を増額させないよう努めること。